

寒川町情報公開条例及び寒川町個人情報保護条例の一部改正(案)のパブリックコメントでの意見と町の考え方

案の公表日：平成22年1月5日(火) 意見の提出期間：平成22年1月5日(火)～平成22年2月3日(水)

条例改正(案)	意見番号	意見	町の考え方
	1	パブコメの要求が増えたことは良いことですが、まだ、本当にパブコメを行った方が良いと思われる事案でも、パブコメが行われないことがあります。住民に分かる「パブコメ実施の基準」(条例改正は全て行うとか、〇〇円以上の予算規模の事業は行うなど)を明示して下さい。現在では、町が「必要と認めるもの」となっており町の「自由」になっています。	パブコメの実施については、「寒川町パブリックコメント手続に関する規則」にのっとり行ってまいります。 パブコメの実施要件については、同規則第3条各号の規定に基づいて、適正に実施してまいります。
情報公開条例 第22条第2項 前項の規定による答申書には、当該不服申立てに関する施策について意見を付すことができる。	2	不服に至った町の施策について、審議会が「意見」を付すことができる規定を設けています。これは、当然のことだと思います。	審査会はこれまでも答申に意見を付すことができましたが、審査会からの要望もあり、これを明文化しました。
情報公開条例 第22条第3項 実施機関は、前項に規定する意見を受けた場合において、当該意見に対する措置を行ったときはその概要を、措置を行わなかったときはその旨及び理由を遅滞なく審査会に通知するものとする。	3	意見を審査会から受けて何らかの措置を行った場合、その概要や理由(公開を遅らせた経緯、遅れた)などを「町」が、審査会に、通知するものとすると規定されています。これは当然あるべき規定だと思います。しかし、不服申立てを行った住民には、連絡が行くことにはなっていないと思います。公開拒否したことが例え条例違反だったとしても、公開してしまえば、それ以上の設案はできない規定になっています。 昨年10月に、私は、ある情報公開の請求をしましたが、拒否され、直ぐに不服申立てを行いました。そして、審査に掛かり、審査会から「全て公開せよ」、「条例の目的を十分に理解せよ」との答申が12月12日に、町に出ました。この答申を受けてから20日後の1月4日に、ようやく請求した情報は公開されましたが、これについて町から、「遅れて申し訳なかった」とか、「2度とこのようなことは起こしません」といった「措置の概要」や公開が遅れた「理由」が何一つ、請求者に連絡されることはありませんでした。 このようなケースが2度と起きないように、ぜひ、不服申立てを行った住民が、経緯や措置、ならびに今後に向けた町の再発防止策を理解できるように、何らかの通知が、「審査会だけ」ではなくこの「不服申立てを行った住民」にも行くように、条例上で規定を設けていただきたいと思います。	「不服申立人に対しても通知を送付する旨の規定を設ける」というご意見についてですが、条例に規定を設けることは考えておりません。 しかし、条例に規定しないからといって、その後の経過について不服申立人の知る権利を侵害するものではありません。本条例や自治基本条例に規定する「知る権利」を尊重し、必要に応じて、その後の経過をお知らせする等の対応を行ってみたいと考えます。

情報公開条例第18条 個人情報保護条例第30条 6 審査会は、前条第1項の規定による審査を通じて、又は審査に関し、同項の目的を達成するため、必要があるとき、情報公開に関する事項について、実施機関に意見を述べることができる。 情報公開条例第22条 個人情報保護条例第34条 2 前項の規定による答申書には、当該不服申立てに関する施策について意見を付すことができる。 3 実施機関は、前項に規定する場合において、当該意見に対する措置を行ったときはその概要を、措置を行わなかったときはその旨及び理由を遅滞なく審査会に通知するものとする。	その他	ご意見をいただくなかで、用語や文章にわかりにくい部分があると思われましたので、次のとおり修正しました。 (修正前は、両条文ともに「意見」という語を使用し、混同されやすかったため、改めるものです。また、これにあわせて、不明瞭だった部分に号を使用するなど、表現を改めました。規定の趣旨・内容に変更はありません。) ～修正後の条文～ 情報公開条例第18条・個人情報保護条例第30条 6 審査会は、前条第1項の目的を達成するため必要があるときは、次の事項について、実施機関に対し意見を述べることができる。 (1) 情報公開(個人情報保護)に関する事項であって、審査を通じて、意見を述べる必要があると認めた事項 (2) 審査に関する事項 情報公開条例第22条・個人情報保護条例第34条 2 審査会は、諮問に対する答申をする場合において、必要があると認めるときは、当該諮問をした実施機関に対し、当該答申に関連する情報公開(個人情報保護)に関する事項について必要な措置を講ずることを求めることができる。 3 実施機関は、前項の規定による求めに応じ、措置を講じたときはその旨を、措置を講じないときはその旨及び理由を、遅滞なく、審査会に通知するものとする。
--	------------	--